

第124回

世田谷区都市計画審議会

令和6年10月30日

——速記録——

午後3時開会

○幹事 皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、第124回世田谷区都市計画審議会を開会していただきたいと思っております。

開会に先立ちまして、事務局より御報告させていただきます。

非常に残念なお知らせでございます。本審議会の区民委員で世田谷区町会総連合会会長でもある〇〇委員でございますが、かねてより病氣療養中のところ、薬石効なく10月22日に御逝去されたと事務局に連絡がございました。〇〇委員におかれましては、令和3年8月1日から都市計画審議会の区民委員として務めていただきました。ここに生前の御交誼を深謝し、御冥福をお祈りいたします。また、もし差し支えなければ、皆様で黙禱をしたいと思っておりますが、お願いできますでしょうか。——ありがとうございます。それでは、皆様、着座にて1分間の黙禱をお願いいたします。

黙禱。

〔黙禱〕

○幹事 黙禱を終わります。ありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思っております。

まず、委員の御出欠についてでございます。本日は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、所用により御欠席との御連絡をいただいております。また、〇〇委員におかれましては、遅れるとの御連絡をいただいております。なお、世田谷区都市計画審議会条例第5条第2項に定める会議の定足数委員の2分の1以上の出席に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立しておりますことを御報告させていただきます。

また、本日の議案につきましては、一部パワーポイントを使用して御説明させていただきますが、パワーポイントはスクリーンやモニターに映しますので、御覧になりやすいものを御覧いただければと思います。

本日は、副区長の〇〇が所用により欠席させていただいておりますため、開催に当たりまして幹事を代表し、技監の〇〇より一言御挨拶申し上げます。

○幹事 本日は第124回の世田谷区都市計画審議会に、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。審議会の開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

今年元旦に発生しました令和6年の能登半島地震によって、避難所での生活を余儀なくされている方々がまだ多くいらっしゃる中、9月21日に追い打ちをかけるように、甚大な

豪雨災害が発生をいたしました。震災からの復旧復興に向けた最中のこのさらなる災害発生に大変心が痛むところでございます。区では、この9月の豪雨災害を受けまして、10月3日から6日にかけて区職員が輪島市と珠洲市を現地視察しまして、改めて区として被災自治体へのさらなる支援に向け、被災地の現状と支援ニーズの把握を行ってきたところでございます。また、輪島市、珠洲市にさらなる災害支援金としてそれぞれ500万円の寄附をさせていただいたところでございます。能登半島の復興には息の長い多くの支援が必要と考えております。今年も引き続きさらなる支援の可能性を検討していきたいと考えているところでございます。あわせて、世田谷区におきましても、今回のような複合災害への対策、これを改めて考えていく必要性を痛感したところでございます。

さて、本日の審議会でございますけれども、諮問事項1件、報告事項1件となっております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上をもちまして冒頭の挨拶とさせていただきます。

○幹事 それでは、早速ですが、会長、開会をよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、開会したいと思います。本日、御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、これより第124回世田谷区都市計画審議会を開会いたします。

本日の議事録署名人でございますが、〇〇委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。——ありがとうございます。それでは、議事録には〇〇委員と私とで署名をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、事務局より本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○幹事 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。先日事前にお送りさせていただきました資料、上から、第124回世田谷区都市計画審議会次第、次第裏面には世田谷区都市計画審議会委員・幹事名簿、令和6年度世田谷区都市計画審議会開催日時・会場、諮問第414号「東京都市計画生産緑地地区の変更について」、参考資料1「世田谷区都市整備方針の見直しについて」、ここで世田谷区都市計画審議会委員・幹事名簿の資料において修正がありましたので、大変恐れ入りますが、皆様の机の上に置かせていただいておりますので、資料の差し替えをよろしくお願いいたします。また、世田谷区都市整備方針の見直しについてにおきましては、投影するパワーポイント資料を併せて机の上に置かせていただいております。

○会長 よろしいでしょうか。——それでは、これより第124回世田谷区都市計画審議会

の審議に入りたいと思います。

本日の議案は、諮問事項が1件、報告事項が1件でございます。

それでは、最初に審議に入りますが、諮問第414号「東京都市計画生産緑地地区の変更について」です。

この説明を〇〇幹事にお願いいたします。

〇幹事 それでは、諮問第414号東京都市計画生産緑地地区の変更につきまして、資料に基づき御説明させていただきます。

本案件は、前回8月8日に開催いたしました第123回都市計画審議会におきまして、都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告及び縦覧に先立ち御報告をさせていただいた案件でございます。

資料の最後についております右肩に説明用資料1と記載されている資料を御覧ください。まず1の種類、件数及び面積でございます。東京都市計画生産緑地地区は、今回全体で地区数が471件から5件の減少となり、466件、面積は約81.16ヘクタールから約0.8ヘクタール減少となり、約80.36ヘクタールとなります。

次に、3の変更内容でございます。お手元の諮問第414号資料を1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。第2の表に削除のみを行う地区の地区名、位置、削除面積、また備考欄には地区の全部または一部について記載してございます。表の一番下に記載しておりますとおり、合計件数は15件、合計面積は約1万2880平米でございます。削除の理由と内訳といたしましては、主たる従事者の方がお亡くなりになられたことが5件で約0.32ヘクタール、告示日より30年経過したことによるものが8件で約0.63ヘクタールでありまして、以上13件につきましては、行為制限の解除が理由となっております。また、生産緑地法8条4項による公共施設の設置によるものが2件で約0.34ヘクタールでございます。

次に、追加のみを行う位置や追加面積についてでございます。1枚おめくりいただき、2ページの第3の表を御覧ください。合計件数は13件、面積は4920平米でございます。

資料の3ページを御覧ください。こちらの表は、削除、追加を合わせた新旧対照表になりますので、後ほど御確認いただければと思います。

恐れ入りますが、説明用資料1にお戻りください。4の都市計画案に関する縦覧・意見書についてでございます。令和6年8月22日から9月5日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、都市計画変更案の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出

はございませんでした。

5のこれまでの経緯と6の今後の予定につきましては記載のとおりでございます、11月上旬に都市計画決定、告示を行う予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長 説明は以上ということでございます。

本件につきまして御質問、あるいは御意見がございましたら、承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 この生産緑地に関しては法改正のとき一旦増えていて、それからやはり世田谷区としては徐々に徐々に減少しているという傾向で、今回も減少という形になっていきますが、今、約80.36ヘクタールということですが、区としてもしっかりとした目標や区の努力というものも大変に必要なってくるのではと思うんです。例えば体験農園もどこまでしっかりと維持していけるのかなど、様々な工夫が必要かと思うのですが、そのあたりの区としての何か具体的な目標と、それに対する何か工夫というのがあれば教えていただけますでしょうか。

○幹事 具体的な目標というところになりますと、やはり相手がいらっしゃる話でもございまして、なかなか立てにくいところが正直なところでございます。今回、委員おっしゃるとおり、最終的には80.36ヘクタールということで、約0.8ヘクタール減少となっております。その中でも新規で追加しているところも2件ございますが、減った0.8ヘクタールのうち、生産緑地法8条4項で公共施設の設置によるものとして農業公園、都市計画公園となっております。これも0.36の減る数字はやっぱり相手があつてなかなかコントロールできない部分があります。取得で少しカバーしたり、新規の生産緑地の指定をJAさんと連携しながら進めていき、何とかその減少の幅を少しでも食い止めていきたいというところで、都市計画課や都市農業課、みどり政策課も含めて関係所管と連携しながら取組みを進めております。

○会長 農を守るということと、農地を守るというのは別物で、この本審議会では、農地は税を減免するような形で存続できるようにしていく、それが都市計画の仕組みの中に位置づけられていますので、本審議会で議論していますが、それを農として継続するには、本審議会の範囲は超えて、農の部分を含めていろいろな取組が必要になっていくと思いますので、今、御説明があつたとおり、関連部局と連携して取り組んでいただければと思い

ます。福祉と農の連携など、非常に多様なことが今、国でも試みられているところかなと思っ
ています。

○委員 私の方は質問というより、経緯を知りたいということで聞かせていただきます。
資料ですと3ページ目の179番と、それから368番、農業公園として開設ということで、2
つ新規の農業公園が認定されたわけですがけれども、生産緑地から農業公園に開設されるま
での経緯や、この中でも2公園開設というのが珍しいかなと思いましたが、そのあたり、
もし詳しくあれば御説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

○会長 経緯について御説明をお願いできますか。

○幹事 今回の8条4項の手続で削除しました生産緑地につきましては、いずれも、もと
もと都市計画公園に指定しておりました瀬田農業公園及び喜多見農業公園の区域の生産緑
地でございました。区としては、農家さんが営農していただくことが基本と考えているん
ですけれども、やはり相続等で手放さざるを得ない状況となってしまった場合には、区
の方で取得して農業公園として開設しているという状況でして、今回も買取りという事象が
生じたため、区として取得をさせていただいて、農業公園という形で開設に至ったという
経緯でございます。

○会長 あらかじめ農業公園として買い取る予定ゾーンというのを定めておられるん
ですね。そのことを説明してください。

○幹事 世田谷区では、世田谷区農地保全方針という方針を定めておまして、農地保全
重点地区を世田谷区で7地区指定しておまして、その中で特に群としてまとまっている
ような農地をあらかじめ都市計画公園緑地に指定しておまして、いわゆる農業公園とい
う形であらかじめ都市計画に定めております。そうした中で、先ほど申し上げたような農
家さんが手放さざるを得ない状況になった場合には取得しているというような状況で、実
際決定してからそういった事象が少しずつ出てきておりますので、区としても、少しずつ
農業公園という形で整備しているという状況でございます。

○会長 そういう仕組みをしないと、実は解除の申請が出てから区が先買いする期間は1
か月しかないんですね。その間に買うという決定をして、その手続に入らないといけな
いので、世田谷区はそういう形で今あらかじめあるゾーンについては、農業公園として可
能な部分は買い取ることにしているという事前のいわば計画を持っているので、速やかに
対応できているということであろうかと思ひます。ほかの自治体にこういうことをお話し
しても、それはすばらしいですねと言うんだけれども、ほかの自治体ではなかなかそこま

で進んでいかないというのが実態かなど、私の経験では思っております。

○委員 私も都市の中の緑地が減るのは非常に寂しいと思っております。今日朝、この図表を見ながら、なくなってしまう生産緑地を見てきました。改めてこの内容を見ていくと、まず、区に対して買取りの申出が先にあり、それに合わせて区が買い取るかどうかを決めるわけで、買い取らない通知を出すと、農業従事者へのあっせんをして、不成立の場合に生産緑地の削除になるということだと思っております。こういうあっせんも含めてずっとやっているのかどうかを、そういった経緯があまり書かれていなかったのを知りたいなと思っておりました。

○幹事 都市農業課長でございます。御質問いただきました相続等が発生して買取りの申出をいただいた場合には、東京都、それから東京都住宅供給公社等にあっせんをして、その次に、区もそうですけれども、手が挙がらなかった場合に農業従事者の方にお声かけをして、その後、買取りの申出がなかった場合には、一般の方というような形の流れを取っております。

○委員 この削除という1つの言葉ですけれども、そこに行き着くためには結構な作業があるわけですね。ありがとうございました。

○会長 ほかにはよろしいでしょうか。これは過去1年間にこういう形で解除の申請が出て、一部、全部というのがある、今回これを、今日諮問でございますので、お諮りして、都市計画決定で生産緑地を解除するという決定をしなければいけないということでございますので、採決に移らせていただけてよろしいでしょうか。——それでは、本件に関する御質問、御意見は以上とさせていただきます。

それでは、本日は諮問事項でございますので、採決に移らせていただきます。諮問第414号「東京都市計画生産緑地地区の変更について」につきまして原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○会長 全員挙手と認めます。したがって、諮問第414号につきましては原案のとおり決定、承認いたします。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、報告事項に移らせていただきたいと思います。報告事項の(1)「世田谷区都市整備方針の見直しについて」でございます。

本件につきまして、〇〇幹事に説明をお願いしたいと思います。

○幹事 それでは、世田谷区都市整備方針の見直し（『第二部「地域整備方針（後期）」』（素案））について御説明いたします。本件につきましては、令和6年6月24日の第122回都市計画審議会において、たたき台の策定について御報告させていただいたものでございます。この間、区では、たたき台意見交換会及び意見募集による区民意見や、本都市計画審議会の部会として設置いたしましたアドバイザー会議における御議論も踏まえ、検討を進め、素案を策定したところでございます。

まず初めに、お手元の参考資料1を御覧ください。1の主旨でございます。主旨につきましては、6月24日にたたき台を御報告させていただいた際にも御説明しておりますため、詳細は割愛させていただきますが、『第二部「地域整備方針」』は、平成27年4月の策定より間もなく10年を迎えることから、各地域におけるこれまでの街づくりの取組状況等を整理し、見直しに向けた検討を進めております。このたび、たたき台意見交換会及び意見募集における区民意見等を踏まえ、「地域整備方針（後期）」（素案）を取りまとめましたので、御報告させていただくとともに、今後予定しております素案説明会及び区民意見募集を実施することについて、併せて御報告するものでございます。

次に、参考資料1の2のこれまでの経緯でございます。なお、ここからはスライドを用いて御説明いたしますので、スクリーンの方を御覧いただければと思います。

令和6年6月の第122回都市計画審議会へたたき台を報告した後、7月から8月にかけて、たたき台に関する区民等との意見交換会及び意見募集を行い、その後、9月に第5回アドバイザー会議を開催し、素案に関して御議論いただきました。

続きまして、参考資料1の3、『第二部「地域整備方針（後期）」』（たたき台）意見交換会及び意見募集の実施結果について御説明いたします。お手元の資料では別紙1の1ページ目になりますが、スクリーンにも同じものを映しておりますので、見やすい方で御覧いただければと思います。

上段の意見交換会の実施概要より御説明いたします。意見交換会につきましては、7月から8月にかけて記載の日程で各地域1回ずつ開催し、参加人数は合計117名でございました。参加者属性といたしまして、年代の状況をグラフでお示ししておりますが、60歳以上の参加者が全体の約5割を占めている状況でございます。意見募集につきましては、募集期間を各地域の意見交換会の開催日から8月30日までとし、合計27件の意見書の提出がございました。

次に、世田谷地域の意見交換会と意見募集の概要になります。地域整備方針のたたき台

を御説明した後、5つのテーマ別の方針で興味のあるテーマに集まっていただき、前半、後半の2回に分けて意見交換を行いました。スライド下段には、意見交換会で出た意見をテーマごとにまとめております。例えばですが、安全で災害に強いまちでは、防災につながる緑の活用や避難場所の安心・安全の確保についての御意見がございました。また、スライド右上には、意見募集でいただいた御意見の要旨を記載しております。

次に、区民意見を踏まえた素案への反映内容について御説明いたします。一番左側の列に、意見交換会と意見募集における区民意見抜粋を示し、中央には区民意見をまとめております。それらの意見を踏まえ、素案へ反映した主な箇所には下線を引いてお示ししております。例えばですが、テーマⅠでは、1つ目の項目の防災生活圏の安全性を向上させるに、ブロック塀等の生け垣化等による安全対策といった箇所に反映しております。別紙1の4ページから11ページの北沢地域から烏山地域につきましても、世田谷地域と同様の資料構成となっておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

別紙1の御説明は以上となります。

続きまして、お手元の参考資料1の4、世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針」（後期）』（素案）について御説明いたします。お手元の資料では、別紙2が概要版、別紙3が素案本編になります。別紙2は、「地域整備方針（後期）」の内容を要約した概要版となっております。後ほど御説明いたします区民意見募集において、閲覧資料として素案と併せ公開予定となっております。

続きまして、別紙3の素案本編になります。素案につきましては、スライドで御説明いたしますので、スクリーンの方を御覧いただければと思います。

まず最初に、「地域整備方針（後期）」の素案の構成を示しております。なお、お手元の別紙3では、表紙をめくっていただいた目次になります。目次構成は、基本的に現行方針を踏襲しておりますが、赤文字で示している部分が今回の見直しにおいて修正した箇所になります。まず、今回の見直しの大きなポイントといたしまして、新たな章として「はじめに」を設け、第一部「都市整備の基本方針」の見直しの考え方や、第二部「地域整備方針」の見直しの考え方と主な視点などを示しております。

序章につきましては、Ⅰの「地域整備方針（後期）の位置づけ」、Ⅱの「地域整備方針（後期）の目的と役割など」の「1.目的と役割から」「4.Ⅲ.地域のテーマ別の方針について」は特に大きな変更はなく、地域のアクションエリアの方針についてを中心に見直しております。

第1章の世田谷地域から第5章の烏山地域につきましては、それぞれ「地域のテーマ別の方針」の一部見直しや、今後概ね10年間にわたり街づくりを優先的に進める地区である地域の「アクションエリアの方針」の見直しを中心としており、これらの変更に伴い、関連する部分を見直しております。

また、終章におきましては、特に「Ⅱの区民主体の身近な街づくりの実現に向けて」につきましては、アドバイザー会議の委員の皆様からの御意見を踏まえ、ブラッシュアップを行っております。

次に、『第一部「都市整備の基本方針」』の見直しの考え方になります。お手元の資料では別紙3の1ページ目になります。初めに、今回の見直しの考え方といたしまして、2部構成になっております都市整備方針のうち、『第一部「都市整備の基本方針」』の見直しの考え方でございます。計画期間は、世田谷区基本構想に即し、平成26年度から概ね20年間としている中、第一部に示している世田谷区をとりまく状況に加え、新たなとりまく状況について、その対応の考え方を整理し、区の行政全般に係る基本的事項として、街づくりにおいて十分に考慮していくとしております。

次に、区をとりまく状況等については、研究を深めながら、概ね10年後に全面改定を予定しております第一部において、改めて関連性を整理し、施策展開へ反映してまいります。さらに、『第二部「地域整備方針（後期）」』の策定に当たり時点修正を行ったことにより、第一部と異なることとなった事項については、「地域整備方針（後期）と都市整備の基本方針との関係性」という項目において列挙し、第一部に優先することとするとしております。

次に、『第二部「地域整備方針」』の見直しの考え方と主な視点になります。見直しに当たりましては、スライド下部の四角で囲んだ部分になりますが、「(1)の上位計画等との整合や分野別整備方針・計画の反映を図る」から、「(4)各地域の区民意見を把握した上で見直しの検討を行う」まで、4つの点を考慮しております。

見直しの4つの視点のうち、1つ目の「上位計画等との整合や分野別整備方針・計画の反映を図る」につきましては、令和6年3月に策定した基本計画や地域行政推進計画など、この10年間に策定した計画などとの整合や反映を図っております。

次に、見直しの視点の2つ目、「世田谷区をとりまく状況等とその対応を整理する」について御説明いたします。現行方針で整理しております「①少子高齢化・人口減少時代の突入」から、「⑥都市財政の逼迫」までの6つの区をとりまく状況に加え、新たなとりま

く状況として、「⑦持続可能な街づくりの実現」や、「⑧DXを推進するためのデジタル技術の活用」について、対応の考え方を整理し、区の行政全般に係る基本的事項として、街づくりを進めるに当たって十分に考慮していくとしております。

また、今後10年間の社会情勢や他自治体の事例等により研究を深めながら、概ね10年後に全面改定を予定しております『第一部「都市整備の基本方針」』において、改めて街づくりとの関連性を整理し、施策展開へ反映していくとしております。

先ほど御説明いたしました第一部に示す区をとりまく状況のうち、時間の関係上、抜粋をいたしまして、②の「安全・安心への関心の高まり」について御説明いたします。令和5年に区が実施いたしました区民意識調査では、区が積極的に取り組むべき事業として、災害に強い街づくりや防犯・地域安全の対策などが上位を占め、安全・安心への区民の関心は引き続き高い状況にあります。これまで区では、例えば不燃領域率の向上に向けた取組や、事前復興まちづくりに向けた取組など安全で災害に強いまちをつくるための様々な取組を進めてまいりましたが、引き続き、災害への備えと安全・安心な暮らしの確保に向けた取組を進めてまいります。なお、安全・安心への関心の高まりに関する素案への主な反映箇所について御説明いたしますと、例えば復興まちづくりに関する対応は、第1章から第5章の各地域において、地域のテーマ別方針の中に新たに復興に備えるの項目を追加しております。

次に、先ほど御説明いたしました6つの区をとりまく状況に加え、対応が求められる新たなとりまく状況として掲げました2つの要素のうち、「⑦持続可能な街づくりの実現」について御説明いたします。区では、スクリーンの右側の表に示すように、本年3月に策定いたしました基本計画において、分野別政策に関連するSDGsのゴールを整理しております。例えばですが、分野別政策の「11. 災害に強い街づくり」では、関連するSDGsのゴールが4つあり、関連する個別計画等として、防災街づくり基本方針などがございます。街づくりにおきましても、記載の分野別政策と関連するSDGsのゴールを意識しながら、庁内の都市整備領域の分野別整備方針・計画はもとより、領域を超えた庁内連携も図りながら、施策展開を進めてまいります。

次に、区をとりまく街づくりに係る新たな要素への対応について御説明いたします。①の脱炭素から④のウォークブルといった街づくりに係る新たな要素への対応について、各地域の街づくりに密接に関わるものは、各地域の特性を踏まえつつ、「地域のテーマ別の方針」や「地域のアクションエリアの方針」に適宜反映しております。

新たな要素のうち、抜粋して、①脱炭素について御説明いたします。区では、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めております。また、街づくりにおいては、地区の特性に応じて地域づくりと一体となった脱炭素化などに取り組むことにより、脱炭素で持続可能な街づくりの実現に向けた取組を進めていくとしております。脱炭素についての素案への主な反映箇所といたしましては、スクリーンの下段に示すとおり、第1章から第5章の各地域における地域のテーマ別方針のテーマⅡ「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」の「みどりとみずを守り育てる」などに反映しております。また、第4章、砧地域においては、脱炭素地域づくりに取り組んでいる「成城一～九丁目地区」の取組などをアクションエリアの方針に反映しております。

次に、地域整備方針の見直しの視点の3点目、「(3)これまでの取組み状況や事業等の進捗状況を踏まえる」といたしまして、平成27年の地域整備方針策定後、これまでの街づくりの取組状況や関連する事業等の進捗状況等を整理し、各地域や地区における今後の街づくりの方向性や方針を検討してまいりました。

また、地域整備方針の見直しの視点の4点目、「(4)各地域の区民意見を把握した上で見直しの検討を行う」といたしまして、令和5年度に実施した区民アンケート調査や意見交換、オープンハウス、意見募集、また今年度実施いたしましたたつき台の意見交換会及び意見募集により、区民意見を把握した上で見直しの検討を行ってまいりました。

次に、「Ⅱ. 計画期間と次期改定に向けて」について御説明いたします。「地域整備方針（後期）」の計画期間は、令和7年度から概ね10年となります。今回の見直しに当たり整理した新たな世田谷区をとりまく状況とその対応や街づくりに係る新たな要素への対応については、次回の改定に向けて検討を進め、概ね10年後に予定する次期改定において適宜反映していくとしております。

次に、「序章 構成の考え方」について御説明いたします。お手元の資料では、別紙3の15ページ目になります。構成につきましては、スクリーンの右側に示すとおり、新たに「はじめに」として赤枠で囲った部分の章を設けておりますが、そのほかの構成に変更はございません。

次に、今回の見直しの中心の一つである「地域のアクションエリアの方針について」御説明いたします。お手元の資料では別紙3の18ページ目になります。まず初めに、アクションエリアについて御説明いたします。考え方は現行方針を踏襲しておりますが、地域のまちの姿を実現するため、区民、事業者、区が協働し、今後、概ね10年にわたり街づくり

を優先的に進める地区としてアクションエリアを定めております。アクションエリアは、スクリーンの中段に示すように、赤色の枠で示す「1.地区計画などを策定し、街づくりを進めていく地区」と黄緑色の枠で示す「2.既に策定された地区計画などに基づき、街づくりを進めていく地区」のほか、現行方針においては、黄緑色の2のアクションエリアに位置づけていた地区のうち、街づくりの機運の高まりなどに応じて、更なる街づくりの検討を行い、街づくりを進めていく地区については、赤枠と濃い緑色の図で新たに示しております。なお、具体的にどの地区をアクションエリアに位置づけるかにつきましては、後ほど御説明いたします。

次に、先ほどのスライドでお示しました3つのアクションエリアの関係性をこちらのスライドにて御説明いたします。画面上部の赤色の枠のアクションエリアと赤色と濃い緑色のアクションエリアが「1.地区計画などを策定し、街づくりを進めていく地区」を示しております。画面下の黄緑色の枠のアクションエリアが「2.既に策定された地区計画などに基づき、街づくりを進めていく地区」を表しております。赤枠と濃い緑色のアクションエリアは、現行方針においては、黄緑色の2のアクションエリアであり、既に地区街づくり計画などを策定し、街づくりを進めていますが、このうち、新たに地区計画等の策定を検討したり、新たな手法の活用などにより、更なる街づくりを検討する地区については、2から1のアクションエリアに移行し、街づくりを進めていくものとしており、詳細は後ほど御説明いたしますが、北沢地域の下北沢駅周辺、下高井戸駅周辺、それと砧地域の成城学園前駅周辺の3地区がこれに該当いたします。なお、この10年間で地区計画などを策定した地区については、画面右側の下方向の矢印のように、画面上の赤色の枠のアクションエリアから、画面下の黄緑色の枠のアクションエリアに移行しております。

次に、地域全体における地区の街づくりの考え方について御説明いたします。スクリーンの右上に示しております地域全体とは、世田谷地域から烏山地域までの5つの地域を指しておりますが、地域全体の中にあるアクションエリアにおいては、現方針の考え方を踏襲し、地区計画等による街づくりのルールを策定していくことのほか、新たに事業者発意による取組ですとか、官民連携による取組といった考え方も含めていくということを今回の見直しにより追加しております。なお、地域全体におきましては、アクションエリアに定めていない真っ白のエリアにおいても、区民の意識の高まりや、区民、事業者の自主的活動等に応じて、新たに地区の街づくりを検討していくとしております。

第1章世田谷地域から第5章烏山地域の各地域共通の章の構成について御説明いたしま

す。お手元の資料では、別紙3の20ページから、106ページまでになります。各地域の章の構成は現行方針から変更しておらず、「Ⅰ.地域の概況と街づくりの課題」から、「Ⅳ.地域のアクションエリアの方針」で構成しております。今回の見直しでは、主に「Ⅲ.地域のテーマ別の方針」と、「Ⅳ.地域のアクションエリアの方針」を中心に見直しの検討をしておりますので、これらについて世田谷地域を例に御説明いたします。

次に、世田谷地域のテーマ別方針になります。お手元の別紙3では、28ページから31ページが該当いたします。テーマは、『第一部「都市整備の基本方針」』に即し、5つのテーマがございますが、テーマⅠの安全で災害に強いまちをつくるからテーマⅤの誰もが快適に移動できるまちをつくるまで、5つのテーマごとにスクリーンの表の右側に示すような括弧書きの項目を設けており、スクリーンに表示している表の中には、紙面の都合上、具体的な方針までは示しておりませんが、これらの括弧書きの項目の下に具体的方針を定めております。なお、スクリーン上の赤字は、今回の見直し、または新規で追加した項目になります。例えばですが、世田谷地域の「テーマⅠ.安全で災害に強いまちをつくる」では、復興まちづくりに関する「復興に備える」や、「テーマⅤ.誰もが快適に移動できるまちをつくる」では、先ほど区をとりまく街づくりに係る新たな要素への対応で触れましたウォークアブルに関連した「歩いて楽しめる魅力づくりを進める」という項目を新たに追加しております。

世田谷地域における地域のテーマ別の方針の内容を一部抜粋して御説明いたします。スクリーンに示しておりますのは、新たに追加した方針や区民意見等を踏まえ、素案に反映した項目の方針を一部抜粋したのになります。なお、文字色は、赤字が現方針より見直した箇所、黄色の網かけが区民意見を踏まえ、素案に反映した主な箇所になります。世田谷地域の「テーマⅠ.安全で災害に強いまちをつくる」においては、「防災生活圏内の安全性を向上させる」という項目に、区民意見を踏まえ、「ブロック塀等の生け垣化等による安全対策」という方針を追加しております。

また、「テーマⅡ.みどり豊かで住みやすいまちをつくる」においては、「みどりとみずを守り育てる」の項目に、区民意見を踏まえ、「三軒茶屋駅周辺では、公園の活用に関するマネジメントを検討し、公園と隣接する施設や公共的空間との連携による魅力ある街づくりを進める」という方針を新たに追加しております。

時間の都合上、テーマⅢからテーマⅤの説明は割愛させていただきます。

次に、世田谷地域における今後概ね10年間にわたり街づくりを優先的に進めていく地区

であるアクションエリアについて御説明いたします。世田谷地域のアクションエリアは、「1. 地区計画などを策定していく地区」が4地区あり、このうち新規が「1-②駒沢一丁目1番地区」と「1-③三軒茶屋一丁目地区」の2地区になります。また、「2. 既に策定した地区計画などに基づき、街づくりを進めていく地区」が21地区となります。

世田谷地域で1番の地区計画などを策定していく地区に、新規で位置づける2地区の概要について御説明いたします。まず初めに、「1-②駒沢一丁目1番地区」は、地区内にフランク・ロイド・ライトが設計したとされる建築物があることから、歴史的資産の保全・活用を図るため、高度利用を図りつつ、周辺と調和した適切な土地利用を誘導していくとしております。

次に、「1-③三軒茶屋一丁目地区」は、三軒茶屋駅周辺における街づくりと併せ、良好な住環境の保全や安全で災害に強いまちを形成するとしております。

次に、北沢地域のアクションエリアについて御説明いたします。お手元の別紙3では、49ページから53ページになります。北沢地域は、「1. 地区計画などを策定していく地区」が4地区であり、このうち新規が1地区、2から1へ移行する地区を移行2としており、2地区ございます。「2. 既に策定した地区計画などに基づき、街づくりを進めていく地区」が16地区であり、そのうち新規が2地区となります。

北沢地域において、「1. 地区計画などを策定していく地区」に新規で位置づける1地区及び、今回見直しで2から1へ移行する2地区の概要を御説明いたします。まず初めに、スクリーンの右上、新規地区である「2-①京王線沿線」は、後ほど御説明いたします烏山地域の京王線沿線と連続して一体的な位置づけとなりますが、現在事業が進められております京王線の連続立体交差事業を契機に、南北・東西のつながりによる回遊性・快適性の向上を目指すとしております。

次に、スクリーンの右下、「2-②下北沢駅周辺地区」につきましては、既に地区計画などを策定し、街づくりを進めてまいりましたが、地区計画などの目標として定めている歩行者主体の街づくりを進めるため、東京都駐車場条例に基づく駐車場地域ルールの利用を検討するとしており、1の地区計画等を策定し、街づくりを進める地区に移行しております。

次に、スクリーンの左上になりますが、「2-③下高井戸駅周辺地区」は、既に平成26年1月に地区街づくり計画を策定しておりますが、都市計画道路の整備に合わせ、駅周辺の商業環境の育成と地区の防災性の向上を図るとし、今後新たに地区計画等の検討に取り

組むことから、「1. 地区計画等を策定し、街づくりを進める地区」に移行いたします。

次に、玉川地域におけるアクションエリアについて御説明いたします。お手元の別紙3では、66ページから70ページとなります。玉川地域のアクションエリアは、「1. 地区計画などを策定していく地区」が12地区であり、「2. 既に策定した地区計画などに基づき、街づくりを進めていく地区」は5地区となりまして、このうち新規が1地区となります。

玉川地域におきまして、「2. 既に策定した地区計画などに基づき、街づくりを進めていく地区」に新規で位置づける地区の概要を御説明いたします。玉川地域では、スクリーンの右上の「3-⑬奥沢一～三丁目等地区」は、この10年の間に世田谷区風景づくり条例に基づく界わい形成地区に指定していることから、地域住民とともに奥沢の街並みを継承する風景づくりを進めるとして、新たにアクションエリアに位置づけております。

次に、砧地域におけるアクションエリアについて御説明いたします。お手元の別紙3では、85ページから88ページまでになります。砧地域におきまして、「1. 地区計画などを策定していく地区」は4地区であり、このうち新規が2地区、「2. 既に策定した地区計画などに基づき、街づくりを進めていく地区」から「1. 地区計画などを策定していく地区」に移行する地区が1地区となります。

砧地域において、「1. 地区計画などを策定していく地区」に、新規または移行する地区の概要について御説明いたします。スクリーンの左側になりますが、下から順に、「4-①成城学園前駅周辺地区」につきましても、既に地区計画等が策定された地区ですが、地区街づくり協議会から改正原案が提出されたことを契機に、駅周辺の活力ある商業地と良好な住宅地の双方が調和した街づくりや脱炭素化、ウォークアブルな街づくりに取り組むとしております。

次に、「4-②祖師谷一丁目地区」は、防災上課題がある地区のため、建築物の不燃化など、地区の安全性を高める街づくりに取り組むとしております。

3つ目の「4-③祖師谷五・六丁目地区」は、都市計画公園である祖師谷公園区域を含んでおり、耐火性の低い木造建築物が密集しているなど、防災上の課題があるため、防火性を高める街づくりに取り組むとしております。

最後に、烏山地域におけるアクションエリアについて御説明いたします。お手元の別紙3では102ページから106ページまでになります。烏山地域のアクションエリアは、「1. 地区計画などを策定していく地区」が7地区であり、このうち新規が3地区となります。

烏山地域において、「1. 地区計画などを策定していく地区」に新規で位置づける地区の

概要について御説明いたします。スクリーンの右下、「5-①上祖師谷三丁目地区」は、先ほど御説明した砦地域の祖師谷五・六丁目地区と同様に、都市計画公園である祖師谷公園区域を含んでおり、地区内の防火性を高める街づくりに取り組むとしております。

次に、スクリーンの右上、「5-④京王線沿線」は、先ほど御説明しました北沢地域の京王線沿線と連続して一体的に位置づけております。

3つ目の地区は、スクリーンの左、「5-⑦補助54号線沿道地区（補217以西）」でございますが、都市計画道路である補助54号線の整備に合わせ、沿道の不燃化など沿道の街づくりを検討してまいります。

これまで御説明してきましたアクションエリアの総括図となります。区全域におけるアクションエリアの合計数は、「1.地区計画などを策定していく地区」が31地区、「2.既に策定した地区計画などにに基づき、街づくりを進めていく地区」が73地区、合計104地区となり、このうち新規が12地区となります。

最後に、終章について御説明いたします。終章の「Ⅰ.地域の街づくりにおける都市整備方針の位置づけ」では、令和6年3月に策定しました世田谷区地域行政推進計画と都市整備方針の関係性を示しており、地域の街づくりは、地域行政推進計画と整合を図り、実施していくとしております。

次に、「Ⅱ.区民主体の身近な街づくりの実現に向けて」では、区民主体の街づくりを実現するために、区民、事業者、区による協働の街づくりをより一層進め、全ての区民が街づくりに関心を持ち、子ども・若者も街づくりに参加しやすい工夫をしながら、区民主体の街づくりを実現するための取組を進めていくとしております。

スクリーンに表示しております図は、身近な街づくりの進め方のイメージになりますが、赤枠で囲っている部分は、現方針にも記載している区民と事業者、区が協働の街づくりにより、街づくりのルールを定める上での流れを整理しております。また、図の下段部分が今回の見直しにおいて新たに追加した箇所となりますが、詳細につきましては、次のスライドで御説明をいたします。

区は、区全域におきまして、区民主体の街づくりを進めていくため、多様な主体による自主的な街づくりを支援する仕組みの充実を検討するとしております。また、アクションエリアにおいては、引き続き地区計画などによる街づくりのルールを活用するとともに、区民・事業者が主体となる自主的なエリアマネジメントの取組や官民連携など、区民主体の新たな街づくりについても推進していくとしております。これまでも区は、現行の世田

谷区街づくり条例の枠組みの中で、専門家派遣や一部街づくりに係る活動費用の助成を行ってまいりましたが、様々な庁内領域との連携による職員の参加など、今後の区の支援策について図示しております。

『第二部「地域整備方針（後期）」』（素案）の御説明は以上でございます。

次に、5の素案説明会及び区民意見募集について御説明いたします。お手元の参考資料1の2ページ目になります。(1)素案説明会は、記載のとおり、各地域で開催する予定でございます。周知方法につきましては、広報紙、区ホームページなどスクリーンにお示しするとおりでございます。

次に、(2)区民意見募集につきましては、11月15日から12月6日までの3週間行います。周知方法は、広報紙、区ホームページなどで行い、閲覧場所は都市計画課、総合支所街づくり課などのほか、区ホームページを予定しております。また、意見書の提出方法につきましては、スクリーンにお示しするとおりでございます。

最後に、6、今後のスケジュールについて御説明いたします。お手元の資料では参考資料1の2ページ目になります。11月中旬より実施する素案説明会と意見募集を踏まえ、「地域整備方針（後期）」の案を作成し、令和7年1月、第125回都市計画審議会において案を御報告した後、2月に世田谷区街づくり条例に基づき案の公告・縦覧・意見書提出を行います。その後、4月の第126回都市計画審議会において諮問し、令和7年7月に世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針（後期）」』を策定する予定です。

説明は以上でございます。

○会長 それでは、ただいまの説明に関連して、御質問あるいは御意見等がございましたら、承りたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 世田谷地域のアクションエリアでフランク・ロイド・ライトの建物の保存の関係で、先日、議会にも報告があつて、議論にもなりました。その中の文章で、土地の高度利用という言葉が出てきたかと思うのですが、あそこは駒沢公園に隣接しているところにフランク・ロイド・ライトがつくった建物があり、あとグラウンドみたいなものが周辺にあつたと、それは民間が持っている土地ですけれども、保存する代わりに、高度利用で建築の規制を緩和するような、そういうことになるんじゃないかということで、そこは心配だと。私としては緩和するべきではないと考えているんですけれども、その辺のことについて分かりやすく説明していただいて、この方針との関係でどうなのか、教えてください。

○幹事 世田谷・街づくり課の〇〇でございます。今お話しいただきました駒沢一丁目1番地区につきましては、先日の都市整備常任委員会と文教常任委員会の方に御報告させていただいたものがそれに当たりまして、今回世田谷区としての考え方というものを取りまとめしております。その取りまとめの内容としましては、こちら土地利用の基本的な考え方という形で取りまとめしております、内容としては、フランク・ロイド・ライトが設計した旧林愛作邸という建物を文化財の価値というところを踏まえまして、現地で保存をしていきたいというところが前提になっております。その保存に当たりましては、本来であれば、当該地全体に対して建物を建てられますが、そこに残すためには周辺の庭園、池等を含めて残していただきたいというところを区としても考えておりますので、その部分、本来使える床が使えなくなってしまうというところについては、その全体の敷地を見たときに、同じ面積分だけは確保する必要があるだろうというところで、区としての検討として、用途地域の変更や高度地区の検討というのをこれからしていきますというような位置づけとしています。このアクションエリア自体は今後10年間優先的に街づくりを進めていく場所として指定しておりますので、ここに位置づけたからといって、高度地区がここで確定するというものではありませんが、今後の方針として、そこを残すためにはいろんな検討をしていかなければならないというところの位置づけとして、まずこちらにのせさせていただきますという状況です。

この内容につきましては、先日、10月18、20日と、地域の方にも土地利用の基本的な考え方というのを説明させていただいて、そこには所有者である事業者の方にも出ていただいて、考えというのを1度お示しはしております。ただ、今お話があったとおり、いろんな意見が出ておまして、現地に残すことが本当にいいのかということですか、ほかに持っていくこともできるのではないのか、そもそも今の規制でできないのかというような御意見も出ております。それも踏まえまして、今後世田谷区としても、まずはこれが残していくための施設であること、またその重要性というのを地域の方にやはり御理解いただきながら進めていくことと、それを踏まえた上でどういった地区計画にしていくかというのを今後、来年度以降、懇談会等を重ねながら、住民の方の意見を踏まえてどんどんつくってきたいというふうに考えております。

○委員 非常に貴重なもので保存しなきゃいけないというのは全くそのとおりですし、建築の関係の皆さんからもずっと昔から要望を出しているんだよという話も聞きました。それは非常に大事なことだと思っていて、駒沢公園があって、グラウンドみたいなものがある

って、池があって、建物があってというような中で、やはり高い建物が建ってしまうと、フランク・ロイド・ライトの建物の中から見える景色や、そういったところの文化的な価値もどうなるんだろうかというようなことで、やはり木があり、建物が建っていないような、そういう環境をいかに守っていくかということが大事だと私は思います。その規制、保存するエリアは、建物は建たないけど、隣のグラウンドだったところは建ててもしょうがないみたいな話ではなくて、きちんと最終的にそのエリア全体が、区民にとっても、そういう文化財に触れたり、駒沢公園から連なるそういう環境を楽しめるうまい利用になるような、そういう方向でぜひ進めていただきたいと、これは意見として申しておきます。

○会長 意見ということでしたが、よろしいでしょうか。この地区は、今回新規にアクションエリアにかけるんですけれども、地元にも、今のお話のようなフランク・ロイド・ライトの庭園も含めてどうしようというような街づくり協議会的な活動などの動きというのがあるということを受け取っておいてよろしいのでしょうか。

○幹事 今のこの建物を残していこうという動き自体が地域の方々から出ているというような状況ではございません。以前、こちらの土地というのが、現在の所有者、事業者さんがいらっしゃるんですけれども、その前の事業者がお持ちだったときも、区からはこちらを保存してほしいというお願いをさせていただいていたんですが、そのときの事業者さんとしては、事業者として保存はしていきますというお言葉をいただいていた文化財としての指定とか、そういったところまでは事業者は考えていませんでした。自らがやりますというお話だったんですけれども、それが今回売却されて、所有者が移ったときにも、区の方からもお願いをしまして、こちらは街づくり誘導指針として、文化財としての保存というところをお願いするようなものをつくっております。それを引き継いでいただいて、これまで保存に向けた取組をお願いしてきたところ、現所有者の方で、当該地に残すことも考えていきたいというようなことをいただきましたので、区と事業者で話をしながらも、住民の方にもその情報をお出ししなければなりませんので、これまで説明会という形で、説明会の形にしたのは2回ほどやっております。さらに現地の見学会というのも開催をさせていただいて、徐々に話を浸透させていっているような状況です。今回こちらの地域整備方針にのせた上で、この地区計画検討というのは、これがのせた後で正式に始めていくというような形になってきますので、現状としては、地域の課題に打ち出しをしているというような状況でございます。

○会長 分かりました。やや区が主導的にこれまでは頑張ってきたところがあって、アク

アクションエリア自体は条例に基づいて区民主体の街づくりを推進する制度として設定はしてきたんだけど、アクションエリアの制度を活用しながら区として頑張る、地域の皆さんと一緒に頑張るといような方向性を出していきたいと、そう受け取っておけばよろしいんでしょうか。何か補足があれば。——よろしいですか。

○委員 この「地域整備方針（後期）」の素案は非常に網羅的によくできていると思いました。全体の今世の中で起きているいろんな流れも踏まえつつ、更新をしていくという方針はよいかと思いました。

私の意見として、今、会長からも少しお話がありましたけれども、この地域整備方針に基づいて実現していくための実行主体と全体の統括と、進捗管理をどうするのかということに関する意見です。例えば今日お話がありましたアクションエリアの設定は素晴らしいと思うんですけども、奥沢地区では、風景づくりの委員会の中で界わい形成地区というものを設定しまして、これは都市デザイン課が主体で進めています。これは新規建替えがあるときに、建物の色とか形とか、相談をしながら街づくりをしている、解像度が高いところで、まちのどちらかというところと景観に着目したアクションエリアの高め方というのか、まちの中に、多分このアクションエリアの設定だけでは茫漠としていて、具体的にそれをどうやって実現していくかとかが見えにくいところがあるかと思います。成城地区では、脱炭素、ウォークアブルということで、これは新たなアクションエリアの設定ですけども、こちらは環境政策課が頑張っていて脱炭素街づくりを地元と一緒にやっていこうという機運が高まっているところかなというふうに思います。

ですので、今2つ例を挙げただけですけども、アクションエリアの中で誰がどういう形でこれを推進していくかというところで、この108、109ページ、最後に区民主体の身近な街づくりの実現というのは、もちろんそのとおりにかなと思います。その中で、デジタルの力も借りながらやるべきことはたくさんあるんですけども、同時に全体を統括して、やはり区民主体とはいえですね、進捗を確認したりとか、このアクションエリアの詳細に、具体的な案件が進んだときに、それをきちんと間に立って振りつけたりとか、統括したときには寄り添うみたいなことは、区の役割かなと私は理解しておりまして、それは都市計画課と支所で連携をしながらやっていくということなのか。そのエリアによって主体となる部署は異なるんでしょうけれども、そのあたりの実行主体と、あとは全体の統括、進捗管理はどのようにされるのかということを書ける範囲で書かないと、108、109ページを読んでいると、やはり自然に区民が頑張れば自主的に町がよくなるみたいな形にも読め

なくもないので、それを世田谷区の側でどういうふうにして、進めていく体制と方針、進捗管理を10年間やっていくのかをお聞きしたいなと思います。

○幹事 今回、『第二部「地域整備方針」』の素案の方には直接的には出てこないんですけども、皆様の机上にあります、『第一部「都市整備の基本方針」』の84ページのところに、施策の進行を管理するという事は、4と項目立てをしており、こちらの部分で総括的な記載はしております。今、委員がおっしゃられたところにつきましては、確かに界わい形成地区は都市デザイン課の方が今窓口所管になって、地域からの建替え等の際にそういった届出を受けている。脱炭素の話につきましても、今の段階では環境計画課の方で成城地域に入って行って、その中で地域の合意を取りながら成城地区でどういう脱炭素の街づくりができるのかという検討をしている。それぞれの専門所管が地域に入って行って、今取組を進めているところがあります。当然そういった本庁所管の取組について、各総合支所街づくり課とも情報共有していますし、例えば周辺地区で街づくりを展開していくに当たっては、そういったこれまでの取組というのも当然参考にしながら進めていかなければならないものとして総合支所で認識はして、実際の届出自体は本庁所管でやっているんですけども、当然界わい形成地区というものも総合支所では認識しておりますし、だからこそ、今回のアクションエリアに新規で位置づけて、街づくりの中で、その部分も含めてしっかり見ていくということを計画で入れています。

地域特性がありながら、各地域でその界わい形成、風景づくりの話や、脱炭素など、地域によってオリジナルの取組もありますし、全地域的な都市復興のような、そういった取組はあるでしょう。そういった部分は、これまでも、今委員がおっしゃられたとおり、各総合支所街づくり課と、あと私ども都市計画課の方で、どちらかという都市計画課が全体を見ながら、各地域の街づくりの個性をどうその地域で展開していくのかというところを少しいろいろな場面で議論に入って、意見をしながら、全区的な街づくりは都市計画課の方で見ていくというところで進めております。

全体の進行管理が都市計画課と今この場で断言するのは、私の権限ではなかなか恐れ多い部分があると思うんですが、いずれにしても、総合支所が地域特性に基づいた街づくりを各地域で展開している。当然その地域特性があって、差があってもいいと思うんですけども、やっぱり全区的に、統一的に取り組むべき事項というのもあって、そこは本庁所管である都市整備政策部の方で少しコントロールというか、見ながら進めていく。これまでもそういう取組を進めてきましたし、今後もそういった取組は進めていきたいということ

で考えております。

○委員 ありがとうございます。明確になかなか言いづらいことだとは思ってお聞きしたんですけども、一方で、界わい形成地区の方も実際にアドバイザーさんが入って協議をされているんですけども、協議の内容は公開をされておりません。ですので、どういう経緯で、例えば家を建てたときにこういう色にしたんですけども、次の案件のときには、それは開示されてないために、また同じ議論がされているということが例としてあります。ですので、もう少しそのプロセスを可視化するとか、今ここまで来ていますということ、10年間で可能な範囲で見える化をすることで、手戻りもありませんし、情報の開示をする中でより多くの区民、熱量が高い区民の方は情報を自分から取りに行きに行かれるんですけども、もう少しそこら辺の情報がタイムリーに入るとよいのかなど。ただ、方向としては、やはり区民主体とはいえ、都市計画のお仕事ですので、その辺りの統括や、引っ張っていくということと、プロセスをオープンにしていくということは、課題としてぜひお考えいただいて、今日や明日に答えがなくても、実際に施行される中で、大きな課題かなというふうに思いましたので、そこは濁さずに考えていただくことが大事かなと思いました。

○幹事 御意見ありがとうございます。とても大切な視点だと思います。今回第一部については特に見直しはしていないんですが、今後10年後に想定される全面改定の際には、今スクリーンで示しております進行管理の部分を含めて、どこまで具体化できるのかというところも含めて、ちょっと検討は進めていきたいと思えます。

○委員 ○○と申します。今年、この審議会に初めて参加させていただきまして、とても世田谷が丁寧な街づくりをされているなという印象を受けました。私も26年世田谷に住んでおりますけれども、いろいろ子育てから、親の介護とか、お葬式までの経験を一通りさせていただきました今回この審議会に参加させていただきまして、とてもわくわくしながら、いろいろお勉強させていただいている状況です。

私の質問としまして、区民の意見交換の場を設けられているところや、無作為に抽出された1000名のうち回答された方が117名いらしているんですけども、その中に、障害者の方はいらっしゃるかなということをお尋ねしたいです。私が何でそんなことを申し上げるかといいますと、今年の4月から世田谷の手話講習会に行かせていただいております、聾者の方たちと関わることをさせていただいております、その障害者の聾者の方々が何を考えていて、どのように生活されているかということ、世田谷内なんですけれど

も、いろいろ知ることができております。

その中で、街づくりに関して、ユニバーサルデザインとか、道の段差など障害者目線において、区民全体がという言葉が結構出てくるのですが、そのときに、まず障害者の視点に立ったところがどれだけこの文に書いてあるかなというところを見させていただき、高齢者まではあるんですけども、障害者までがなかなかなくて。今年、世田谷も手話言語条例ができましたよね。そういうこともあって、聾者の方とかは一見障害者に見えないんですよ。普通にお歩きになっても耳が聞こえなくて、交通事故に遭ったりとか、そういうリスクが高いです。だから、その面において、世田谷区はその障害者に対しての配慮といいますか、この街づくりに関しても、全ての区民においてと言われるのであれば、障害者のことをどれだけ調べて、区民意見交換会とかも必ず障害者の方もおいでになった方がいいんじゃないかなと私は思います。

あと選挙で、視覚障害者の方も安心して書いていただけるような取組をされている他自治体がありましたけれども、そのようにして、目に見えない、世田谷区民全体が安心して暮らせる街づくりを考えていただけたらなと思いました。

ちょっと感想になりまして、すみません。

○会長 ありがとうございます。多様な障害者にどう対応していくかということかなと思うんですが、お願いします。

○幹事 ありがとうございます。都市整備政策部長の〇〇と申します。まず、総括的な意味合いでいきますと、今回の見直しの中でも、例えば本編の世田谷区をとりまく状況とその対応の一つの項目ですが、5ページの真ん中、「都市の成熟化・意識の多様化」という項目で、4つ目の丸がございます。こちらは別紙3の都市整備方針本編で画面を御覧いただければと思います。こちらで3つ目の丸がございます。この中で、街づくり、これを行う際にはもう全て福祉的環境整備を進めてきた梅ヶ丘駅周辺地区、こちらはモデル地区になっていますが、そちらをはじめ、ユニバーサルデザインの考え方による街づくりを進めていくというまず基本姿勢を示しております。

先ほどのアンケート、意見募集やまた意見交換会、そちらにおいての身体、精神の障害のある方についての属性については分かっておりません。意見交換会等については、手話通訳についても、もしよろしければということで御紹介をしていましたが、そちらについてのお申込みもなかったという状況はございます。

一方で、こちらの分野別方針というところ、こちらは都市整備領域全体で様々事業を進

めていく上で、今回の都市整備方針、地域整備方針というのはかなり包括的な全体を捉えている計画になっているんですが、今画面にも出してもらいました右側の方に、こちらの都市整備方針に即して様々な計画を同時進行して街づくりを進めております。その中で、ユニバーサルデザイン推進計画というのが下から3つ目にあるんですけども、こちらをちょうど今、同じタイミングで次期計画の策定を進めております。こちらもこの都市整備方針とほぼ同じ進行状況で、今、素案から今度案に変わっていくという段階で進めております。

そちら、このユニバーサルデザイン推進計画とは何かといいますと、本当に全ての方々が全ての施設、また情報に触れやすいように、そういう前提の下、様々な計画を、また取組を立てているんですけども、そちらの策定に当たっては、その当事者である方々のお声を聞いたり、また計画そのものを審議する、その審議会の場もあるんですけども、その場そのものが、本当に当事者の方々に多く集まっていただき、議論をいただく、そういった中であってつくってきております。ですから、この都市整備方針やまた地域整備方針において、各地域の街づくりを行うに当たって様々な施設整備とか、また情報提供する、そういった一つの行動を行う際には、このユニバーサルデザインの推進計画に基づいて、誰でもが使いやすい施設にしていく、また誰でもがアクセスできる、また見やすい情報提供の仕方にしていく、そういったものを並行して定めておりますので、それを今回の都市整備方針も、そういった計画を束ねている立場だということで、先ほどに戻りますけれども、一番最初の意識の多様化のところに書いてあります、街づくりの対応が求められているという項目で押さえていると認識しております。お答えになっていきますでしょうか。

○委員 関連して、アドバイザー会議のメンバーとして、気づくのが遅かったですが、今の問いでというのと、あと先ほど〇〇委員のやり取りでも思ったのですが、結局今回のアクションプランというのは、やはり街づくり条例に大分縛られていて、例えば、奥沢一～三丁目等地区はもう既にアクションはあって、界わいづくりの動きがあるんだから、もう計画を持っていて、次のステップという解釈もできるんじゃないか。つまり地区計画と、建築協定は持っていないけれども、界わいづくりの条例に基づく方針は持っていて、もう次のステップじゃないかという解釈もあるなど。なぜかという、世田谷区でいうと、先ほどの質問については、福祉的環境整備という取組がかつてあって、梅丘だけじゃなくて、松陰神社など5地区ぐらいあって、あれは今区役所的な取組として位置づけはないけれども、烏山はまだ活動が続いています。終章の記載で条例に基づかないけれども、

地区の街づくりとして動いている実績があってということであると、もっと積極的にこの終章のところで、条例に基づかない地区街づくりとして実績があるものは、具体的に書いていくということもあるし、一方で、そのとき奥沢の動きだって、本当にアクションの1なのかなというのがそのついでの疑問として出てきました。

意見というよりは、球だけ投げかけて、やはりそういうのがあるということが書かれていないと、奥沢の方とか、福祉的環境整備に取り組んできた方たちからすると、自分たちの活動はここに位置づいていないんだということになると思う。だから、福祉的環境整備の方は何らかの形でそういうものがあつたと残した方がいいと思いますし、奥沢一〜三丁目等地区は本当にアクション1なのかなと少し思い始めてしまいましたということです。球だけ投げておきます。

○会長 今の件で。

○幹事 ありがとうございます。別紙3の本編の108、109ページのA3の横長のところ、今、〇〇委員の方からこちらの街づくりの進め方のところに界わい形成地区等々、その具体的な取組を入れた方がという御意見だったかなと受け止めています。この真ん中にちょうどオレンジの点線で丸く囲っているものが3つほどございまして、街づくりの目標ですとか街づくりのルールをつくる、一番右側がそのルールによる誘導という書き方をしている、今、〇〇委員に御提案いただいた界わい形成地区というのは、この街づくりのルールの中に1つ、記載はさせていただいているところです。ただ、全てのそういった界わい形成地区以外の自主的な活動とか取組まではこの中で網羅的には拾っていないというのが現状であって、どこまで拾うのか、紙面の関係上なかなか限りがあるだろうという中で、区としては、今回、2のアクションエリアで新たに位置づけた奥沢三丁目、界わい形成地区というのは、この108、109ページの中でも特出しはさせていただいているところがございます。

それ以外の取組についても、下の部分、様々な街づくりのテーマ（思い）について自主的に取り組む活動というところで、具体的な記載はないんですけれども、先ほど申し上げたとおり、それぞれ各総合支所街づくり課が地域の方と街づくりに関する議論を進める中で、条例によるよらないという、今、〇〇委員からのお話もございまして、実は事務局の方、以前は条例による、条例によらないというところでこの図を整理していたときもあつたんですけれども、なかなかそのよらないという表現が適切なのかという議論もあつて、最終的には、今お示ししている表で落ち着いてはいるんです。従来、オーソドックス

でやってきた地区計画とか、地区街づくり計画を策定するための地域との意見交換とかの取組、あと策定した計画等に基づき、例えば建築の際には建築のルールを守ってもらうとか、地区内の区画道路、公園等を区が整備していくといったようなその取組、これを今まで1とか2とかということで、私の説明の中でも申し上げてきたんですけども、そういった地区計画、地区街づくり計画だけではなくて、今回、エリアマネジメントですとか、地域で自主的に取り組んでいる活動についても、それはアクションエリア、街づくりの取組の一つとして捉えていくべきだということで、こういった街づくりのイメージを示させていただいているところです。

○委員 そうすると、奥沢はアクションエリア2でもいいんじゃないかという話が1つなんです。つまり界わい地区になっているわけだから、何で1なんだろうという——2になっていますか。

○幹事 はい。

○委員 玉川地区の奥沢、新規になっていますよね。なので、これが2という解釈もあるんじゃないかということなので、そこは事務局で整理がついているのであればということと、やはりエリアマネジメントも含めてこの枠に収まらない地区街づくりというか、地域での街づくりがたくさんあるので、そこをやっている人は、ここをやっているんだというぐらい気持ちがあるので、その辺を、地区で書くか、制度で書くか分からないけれども、今回の肝は一番この大きな表だと思うので、そこに書いてはどうかという御提案ということで、あとの御判断はお任せします。でも、整理はついているということですね。

○幹事 御意見ありがとうございます。ちょっとだけ補足させていただきますと、先ほどの素案本編の69ページを御覧いただきますと、これは玉川地域の、先ほど来私が申し上げている1、2の区分でいう2の既に策定された地区計画などに基づき、街づくりを進めていく地区の中で、一番上、3-⑬として奥沢一から三丁目、当地区を新規として指定しております。

○委員 こっちが違っていたのね、このスライドが。

○松本幹事 区分2で凡例をつくっているつもりですが、恐らくスライドの見え方で色が見えづらくて申し訳ございませんでした。資料の作り方が不親切で申し訳ございません。

○委員 失礼しました。

○会長 今回アクションエリアのところが一番大きな見直しになっているので、その議論は後でまた出ますが、〇〇委員の話が途中で切れております。〇〇委員の話は、恐らく私

が受け取ったのは、まさにユニバーサルとしてアクションエリアになるかならないか、なっているかなっていないかで差をつけるのではなくて、本来どの地域でも、世田谷区であればユニバーサルデザインの発想で取り組んでいる、住民が気づかなくても行政が気づいてやっておくぐらいのことが大事なんじゃないか。しかもそれは、耳が聞こえない、あるいは目が見えない、その障害の程度、状況によって対応策も変わってきますから、そういうことをちゃんと位置づけた方がいいというふうにおっしゃったのかなと感じたところではあったんですけども。

○委員 おっしゃるとおりですが、私は行政だけに求めているのではなくて、行政の区民同士が気づけるような街づくりというところを少し追加させていただきたいところです。2025年に東京都でデフリンピックがあります。100年前にパリで始まって、初めて日本に入ってくるのですが、すごくいい機会があると私は個人的に思っていて、駒沢オリンピック公園がバレーボールなどの会場になっておりますので、それを区民にもう少しお知らせをして、意識を高めるということが、間接的にはなりますけれども、駒沢は世田谷地域ですよ。ユニバーサルデザインを皆さんに知っていただくいい機会があるから、私は方法は分からないんですけども、何かきっかけを使って、街づくりの方針に1つ加えていただけたらなという願いがあります。区民の意識づけが一番大事なんじゃないかなと思います。安心安全というのは、こちらが用意するものではなくて、自分自身たちが意識を持って助け合うということにつながるといいますから、器を用意するのではなくて、やはり意識づくりができるような発信の仕方、そこからお願いしたいなと思っていて、だから、この方針にも、もう少し意識づけるような言葉を加えていただけたらなと、私個人の願いといえますか、思いです。

○幹事 これからお話しするのが適切な答えかどうかというのはちょっと自信がないところがあるんですが、先ほどの108、109ページの別紙3の素案本編の方に、身近な街づくりの進め方のイメージということを載せております。このイメージの一番左側、緑で囲っている、それぞれが持つまちについての様々な思いというところが、今、松村委員もおっしゃられたユニバーサルデザイン、それぞれ地区の区民の方が、そういったものも大事だよなと思う気持ちを持った方々がその地区にいらっしゃると思うんです。そういうところに、この下に区の支援と書かせていただいているんですが、ここも実はアドバイザー会議で議論があったところなんです。様々な庁内領域との連携による職員の参加ということで、当然、総合支所の街づくり課の職員は、その地域、地域の方と街づくりについての議論を

する機会というのを持っていますので、区がアンテナを張ってそういった声を拾っていくということも大事なんですけど、ちょっとここで明確な答えが出せないんですけども、何かそういった地域の方が気づくような材料を与えて議論する場を設けるという議論も、きっと今、〇〇委員がおっしゃったような議論につながっていく取組かなと聞いていて思いました。

具体的にどういうことができるのかというのは、それは先ほど申し上げたとおり、本庁所管と各総合支所とで今後議論しながらというところはあるんですけども、少なくとも今回地域整備方針の見直しの中では、そういったユニバーサルデザインも含めた地区の皆様のお思いに対して、区の支援をしっかりとしていきますよというところは、この図の中で書いたつもりです。ここからどういうアクションを起こしていくのかというのは、またそれは地区、地区でどういうことを重きに置いて議論をしたいという区民の方がいらっしゃるのか、違いもあるでしょうし、そこはその違いをちゃんと拾いながら、どういう街づくりが自分たちの町にとって有益なのかという議論を深めていく。それは今回アクションエリアとして特定のエリアを定めるところだけではなくて、先ほど私、説明の中で申し上げたとおり、その地域全体でアクションエリアを定めていないところにおいても、そういう議論の深まりがあれば区は支援をして、必要があればアクションエリアとして位置づける、位置づけないという話はあるんですけども、しっかりと支援をしていくという考え方は変わらないかなと思っています。

○委員 ありがとうございます。

○会長 どちらかというと、都市計画審議会なので、街づくりというのも、やはりハードな空間とか設備とか、そういう観点からの街づくりにどうしても偏ってしまって、偏るといふか、それ抜きにはなかなかなくて、バリアフリーという、やっぱり凸凹をなくすとか、車が走れないようにするとか、そういうようなことから見ていくんですけど、松村委員のお話でいくと、バリアフリーのもう一つとして、人間が介助することで段差があっても歩ける、目が見えなくてもずっと歩ける、そういう人が支援することでのバリアフリーというのがもう一つすごく大事な社会としての、これから街づくりとしては必要なんじゃないか。そういうソフトな意味での街づくりと、それをどういうふうによく連携して、ハードというのはお金がかかるんですけども、区民の皆さんが心をも一つ変えてくれるだけで、バリアフリーのレベルはぐんと上がってしまう。そんな街もあるとすると、そういう気づきを含めてどういうふう展開するかというのが、これから10年頑張ると、その

先、この都市整備方針を含めて全体を見直すときに、本格的な高齢社会に向かっているわけですから、その中でどういう街づくりを目指すかというところへ投げかけられた御意見でもあったかなというふうに思いました。

それから、先ほどのアクションエリアについても、アドバイザー会議でも、その白地のところをほったらかしじゃなくて、むしろ白地をどれだけすくっていけるかが大事なんだという話も、街づくりを誘導し、街づくりとして白地の地域からどんどん区民が立ち上がってくるということが大事なんだと、そんな話をしてきたかと思います

今日まとめていただくと、104地区アクションエリアがあって、そのうちアクションエリア1という地区計画などを策定していこうという初動の街づくりに入るのが31地区、既にそういう状況を踏まえて、地区計画などにに基づき、街づくりを実践していくというアクションエリア2が73あると、面積でいうとその数倍以上白地の地域があって、さらに2から1へ戻って、また新しく頑張ると、また2へ行って、また1へ行ってと、このサイクルというものは永遠に続くものなのか、そのことを含めて、5年、10年の時間の流れの中で、アクションエリアというものを卒業するときがあるのかなのかということも含めて、そういう少し長期的にどういうふうに街づくりをしていくかというようなこともそろそろ考えながら、10年後の全体の方針、都市計画マスタープランの改定に向けて考えなきゃいけないかなと。

私が今までの議論で感じたのは、この104の地区について、先ほど御説明のあったこちらの資料にクロス表がありましたよね。いろんな街づくりのテーマと4つのテーマがクロスして丸が打ったもの。要するに104のアクションエリアというのは、中身が極めて多様化しているので、特に駒沢一丁目1番地区の話というのは非常に特殊なケースですよね。これをアクションエリアに入れたときに、住民というよりも、もっとアクターが違う形で、事業者と区がどういうふうに連携してフランク・ロイド・ライトの文化遺産を使った街づくりにしていくか、そこに区民をどういうふうに主体として入ってきてもらうか。これは従来考えていたアクションエリアとは全然違う中身でもあるし、枠組みでもあるので、その104のアクションエリアを少し、パターン化するのはあまり私は好きではないんだけど、従来そもそも考えていた住民主体の街づくりでいいまちをつくろうという従来型のものから、駒沢のような遺産をどう生かしていくかというのと、今回のまさには文化遺産ですよね。どこにでもある遺産じゃない。それをどうするかというような話だとか、何か少し104の中身も整理しておかないと、区民、事業者、行政が連携して街づくり

を進めますと言われても、連携の仕方も、主役の役割も全く異なるような気がするので、そのあたりは、最後まとめていく上で、今後の実践という最後の計画の推進のところ、ただ単に104になりましたという報告だけじゃなくて、多様なアクションエリアにどういうふうにその実現に向けて、あるいはアクションエリアを活用した街づくりとして展開していくのか、そうしたあたりをもう一度考えて整理しておかないといけないかなと、〇〇委員のお話も伺いながら感じていたというところではあります。

〇幹事 御意見ありがとうございます。今お話しいただいたところは、恐らく先ほど来議論になっている108、109ページのところにどこまで書き込みができるのかや、そもそもアクションエリアの区分として、1と2という言葉で御説明してきたものが、本当は1と2だけではなくて、3なるものがあったり、4があったりとか、考え方としては、2から1へ、移行2という形で今回お示ししましたけれども、それはいろいろ議論を深めた中で、ひょっとするとアクションエリア3という形なのかもしれないし、そういったことが実はアドバイザー会議の中でも御議論いただいているところはあって、ただ、今回はアクションエリアの定義は、基本的に中間見直しということなので、変えない中で、1の中でも、もともと1で新規で位置づけたアクションエリアと、今まで2で街づくりを計画に基づき実践してきた地区がまた1に戻るというところが分かりづらいという議論はあって、先ほど説明したとおり、凡例で少し工夫させていただいたというところではあります。概ね10年後に見込まれる全面改定の際には、今、会長からいただいた御提言等も含めて、アクションエリアとはどうあるべきものなのか、卒業という概念があるのかなのかということも議論しながら、次の全面改定のときには1つ答えが出ているといいのかなと思うところです。

〇会長 さっき私が言いたかったのは、この第一部の82ページですね。5つのテーマ別方針と、それから分野別整備方針というのをクロスで街づくりを当てはめていくと、これで大分整理ができるかなと。福祉型だとか、住環境整備型だとか、文化財を活用する街づくりだとか、そういうふうに104のアクションエリアを少し整理していただくことで、もっと抜けているところがあるかもしれない。それはひょっとしたら福祉の街づくりというのはもうちょっとあってもいいのかもしれないというようなことの気づきにもなると、白地のところで、どういうシーズが寝ているかというのを、出てくるのを待つだけじゃなくて、掘り起こしもあるかもしれませんし、そんなようなことを少し最後の次へのつなぎとしては大事かなと感じました。

○委員 街づくりに係る新たな要素というのが幾つかあって、ウォーカブルという言葉も挙がっています。砧地域のアクションエリアの方針を見ると、丸が2つあって、1つ目に「ウォーカブルな街づくりに取り組みます」という文言があって、その1つ下の丸に「西口交通広場や駅前小広場の整備、駅周辺の既存道路や歩行空間の改良等を行い」というふうに書いてあります。この丸の1つ目と2つ目の関係というのは、並列の関係なのか、説明してあるのかというのはよく分からないんですけれども、ウォーカブルって歩いて楽しいみたいな意味ですよ。片や2つ目の丸の西口の交通広場だとか駅前小広場は、割と長年の地域の課題みたいなものになっていて、西口のバス停のところは、バスの発着が多い時間は本当にもう人でごった返しでなかなか歩けないとか、あと駅前小広場は南口の少し空いているスペースのことだと思うんですけれども、あそこも長年空地になっていて一部建物が残っており、地元の皆さんは「ここは駅前広場にならないのか」とずっと長年言い続けているようなところです。

そういった長年の課題の解消みたいなところと、ウォーカブルな街づくりというのが私の中であまりつながらないというか、ウォーカブルな街づくりってよりもう少しレベルが高いというか、本当に歩いて楽しい街づくりみたいなところだと思うんですけれども、交通広場や小広場の整備というものは当然やっていただきたい。ここに書いてあるということは、アクションエリアの方針としていいとは思いますが、ウォーカブルな街づくりというのは、具体的にどういうものを指すのかというのをいま一度教えていただければよろしいでしょうか。

○幹事 まず、この2つの丸の区別ですけれども、まず2個目です。西口広場ですとか駅前小広場、こちらに関しましては、ハードの面で地区施設として、地区街づくり計画や地区計画などに示されているものをハードとして整備をしていくというところです。それを今例えばバスの発着場の話もありましたけれども、なかなか駅前広場が出来上がらない中でバスが南側の方に回るといいうところもありまして、そういった整備を行うことによって、今の歩行環境というのは非常に改善されていくだろうという思いがあります。ですので、丸の1つ目も2つ目も関係を持ちながらあるのかなというふうには考えております。特に1つ目の方はやはりソフトの面というのが非常に大きくて、環境だけあれば、空間だけあればそれはウォーカブルなのかというと、決してそうではなくて、周辺の建物だとか商業地、そういったものをより快適に使えるように、またその店舗も含めて誘導していく中で町が楽しめる、そういったところを目指しているところが含まれております。

また、このウォークブルにつきましては、今、街づくり協議会からの提案の中にも含まれておりまして、特に成城の場合ですと、直線的な商店街ではなくて、やはり回遊性を持った商店街になっておりますので、そういったところを楽しみながら回れるような、そういったものを目指していこうというところから、今このような記載としております。

○委員 今のお話、回遊性ということや、景観も大事だというようなニュアンスもお話の中から感じたんですけども、成城の駅周辺は桜並木があったり、イチョウ並木があったり、割と恵まれているようなところはあると思うんですね。その一方で、電柱や交通標識、イチョウ並木の真ん中の高いところに交通標識もあり、割と残念な部分もたくさんあるんですね。本当はすごくいい写真が撮れそうなのに、「ここにこれがあるよね」みたいな。そういうところもやはりウォークブルな街づくりというところに、特に砧地域のアクションエリアで成城学園駅前周辺地区というところを入れると、すごくイメージが頭に浮かぶようなところなので、なかなか一朝一夕にはいかないというか、電柱をなくすというのも皆さん、非常に頭を悩ませながらやっていたらっしゃる部分だと思うんですけども、やはりそういうところも、ウォークブルな街づくりと言うからには、もちろん商店のファサードを誘導していくとかということも景観の一つだと思いますけれども、そういった行政がやれることもしっかり取り組んでいただきたいなと私は一番に思いますが、その辺りの例えば標識の問題や、電柱の問題などは、あまり視野には入っていないということなんでしょうか。

○幹事 まず、電柱に関しましては、先ほどイチョウ並木という話がありましたけれども、あそこはかなり前に無電柱化されているかと思えます。また、今、北側のL字型道路とよく言っているんですけども、バス停がなくなった駅北側の道に関しましては、無電柱化に向けて今検討を進めているところです。そのことにつきましても地域の方々とも今話し合っているという状況です。また成城自治会ですと、成城憲章などもありますし、地区街づくり計画の中でも、色彩だとか意匠に関して規定もございまして、意識が高い地域ではあります。そういったところを一つ一つやっていきながら、街の景観も含めてよりよいものにしていくという考えはございます。

○委員 話は戻って、駅の西口や、南口というのか、小広場という長年の課題を解決していくということはもちろん大事で、やってもらいたいと思うのですが、これをやったからウォークブルな街づくりみたいな、何か安易なひもづけというか、やはりウォークブルの街づくりと掲げたのであれば、もう少し高いレベルでぜひ目指していただきたいというこ

とで申し上げておきます。

○委員 本編の8ページのところです。この冊子をいただいて、資料、別紙3の8ページの一番上に書かれていますDXのところですが、このDX推進のための技術を活用するというのは、これまでも私も意見を述べてきましたし、当然のお話なんだろうと思うのですが、1つ思うのは、デジタルを活用しようとしている、いわゆるオープンデータの話が1つ、もう一つはオンライン会議などを実施する。だから、オンライン会議に参加したときの区民の意見交換のツール、大きくはこの2つになっていると思うんです。

もう一つ大切な要素として、これまでも議論になっていた意見募集の年齢の偏り、素案概要の別紙1の1ページのところ、これは以前からもいろんな委員から意見が出ていましたけれども、やはり御意見をいただいている方が60歳以上が48%、意見募集の方も、母数は少ないとはいえ、結果的には60歳以上がもう5割近いと、これを区民の意見とすることは結構大きな課題だと思うんです。これは大きな方針のものですけれども、これからアクションエリアとか、より自分たちの身近な目の前の出来事に対し、もしかすると何かが終わってから、「何だこれは」、「自分も言いたかった」というようなことが起きたときに、必要なのは時間も場所も選ばない意見聴取、もしくは広報広聴です。広聴だけでなく、広報も含めて考えたときには、そういった意味でデジタル活用するというのは本当は入っていないんじゃないかと、区民主体という言葉が何度も入っていますが、これから本当に区民の意見を聞いていくということが、できないんじゃないかと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○幹事 御意見ありがとうございます。今、〇〇委員の方から本編の8ページ、DX推進のためのデジタル技術の活用についてということで、いろいろ御意見をいただいたかなと思っています。ここに書いてあるものが適切か分からないですが、今後街づくりをハード、ソフトを含めて進めていく中で、やはりデジタル技術の活用というのが、マンパワーだけではなくて、それはきっと必要だろうと。以前も議論したことがあるかと思うんですが、街づくりにおけるDXとはどういうものかというのをしっかり考えていかなきゃいけないというところの一つの課題提起として書かせていただいている部分はあります。一方で、今その周知方法で、DXのデジタルを使ったという考え方も大事だという御意見をいただいている、それは当然もう考えていかななくてはならない重要な1つのファクターだと思っています。

今回、地域整備方針見直しに向けて区民参加を募るに当たって、例えばですが、区の公

式LINEを使おうとかいろいろ試みたんですが、なかなか区のそういったSNSのルールに合致しなくて使えなかったというようなところもあって、これは多分都市整備だけではなくて、企画総務も含めて区民周知のデジタルの活用ってどうあるべきかというのは議論していかなきゃいけない部分だと思っています。そういったデジタルを使えば、若い方の街づくりへの参加は期待できる部分も感覚的にはきっとあるんだろうなと思っています。

ただ、今回、若い方向けに無作為抽出をかけたたり募集をかけたんですが、結果として、委員おっしゃられたように、やっぱり50代、60代以上の参加が多いという属性が出てきてしまっていて、これは恐らく、いきなり若い方に都市整備方針とか、街づくりについて議論しようという投げかけをしても、何のことだという若い人はきっと多いんだと思っています。そういう若い、どこまで年齢を下げるかという議論はあるんですが、例えば小学生に街づくり、都市計画とはどういうものだって分かりやすい冊子を作って少し配布したりだとか、地区でやる街づくりに、とある地域では実績があるんですけども、小学生に町がどうあったらいいなという投票をしてもらったりだとか、小さい子が街づくりに参加できる、そういった場をつくっていく。それで世田谷の街づくり、都市計画に関心を持っていただくというところから始めていかないと、きっと若い方の参加は増えないんだろうなと思っています。そこは今後、地域、それこそ街づくり課の方では日々地域に入って、区民の方と、地域の方と街づくりの議論をしていく中に、どうやると若い世代が取り込めるのかというところは、今後も議論しながらやり方を工夫していきたいと思っています。

○委員 ありがとうございます。私が言おうとしていることは、そういうことでもあるんですけども、年齢は1つの軸であります。これからの新しい要素というところで、かつてジェンダーという言葉が入っていました。今回、具体的な計画を立てるに当たって、都市整備の中の新しい要素として、SDGsやウォーカーブル、ジェンダーなどがあって、まとまりがないということをもとめた結果、ジェンダーは落ちたんだなど。逆に方針の最初の方に今の背景がちゃんと書いてくださっているのでもいいかなと思うんですが、抜け落ちている意見というのはやはりあるんですよ、女性の意見もそうですし、若い方も。

そのときに、これはここで言うのもあれですけども、私がこの前の決算特別委員会の補充で申し上げた住民参加型プラットフォーム、デジタルプラットフォームを使う提案を政策経営部にしているんです。これは実際デシディムというのを一度基本計画で区は使って、残念ながら失敗に終わっているんですけども、要するにそのぐらいのことを一緒に

やっといこうと。特に都市整備においては、拾えていない声が多いので、そのぐらいのことをして、情報提供も1回だけではなく、もしくは都市整備方針という名前ではなく、もしくはこれからアクションエリアってもう少し身近になるために、区民が関心を持ちやすい手段、ほかの自治体の事例はたくさんありますので、そこを検討いただきたいということを意見として終わります。

○幹事 御意見ありがとうございます。実はこの都市整備方針見直しの議論の中でもデシディムを使おうという話もありましたが、なかなか基本計画の活用を見ていて、ちょっと断念したという経緯もあります。そういうデジタルプラットフォームを使ってというところの発想も大事だと思っていますし、1点だけ補足させていただきますと、本編の5ページに、前のスライドにも出ていますが、都市の成熟化・意識の多様化というところで、もともと従来あった6つのとりまく状況という中に、2つ目の丸ですが、『『多様性の尊重』という観点から、個人の尊厳を尊重し』というくだりの中にジェンダーアイデンティティという言葉は取り入れているところです。

あとは6ページについても、一番上の丸になりますが、「次代の社会を担う子ども・若者の意見聴取や街づくり等への参加」、先ほど私が申し上げたことなんですが、こういった考え方はしっかり都市整備方針の中で掲げて、具体的にどういうことができているのかというのは、この方針に基づきしっかり議論していく必要があると思っていますので、そういう受け止めは区としてしているところでございます。

○会長 一応予定の時間にはなったのですが、特にございますか。あと、この情報の意見の収集というところで、先ほどの〇〇委員の障害という話でいうと、いろんな飛び道具、デジタル化、デザインをつくるんですが、私はよく分からないんですが、多分ほとんどのデジタルは視覚がないとなかなか使えないもので、でも、視覚障害の方もZ o o mのようなデジタル会議に出たり、それから文字を音声化して聞くようなアプリがあって、実はそういうD Xを使うとかなりやれるんですということを聞いているので、今回の区民意見募集は15日からなので、直近ではありますが、最終的なこの素案の説明会とか、区民の意見募集について、そうしたD Xで、これまでひょっとしたらそういう視覚障害の方にもうまく情報が伝わっていなかったかなというようなことも感じたり、若い世代に伝わっていないよりももっと伝わっていない可能性があるのかもしれないなと思ったところです。どういう障害者の方にも、意見の募集をしているんですよというようなことがどうやったら伝えられるか、多分福祉の方々ちょっと1度お話し合いをしていただく必要があるのかもしれ

ませんが、そんなことを含めて、今後、素案説明会とそれから区民の意見募集をしっかり工夫して、なるべく多様な意見がフォローできるように、最後の御尽力をいただきたいなと思っています。

○幹事 ありがとうございます。DXで障害者への配慮というところだと、今、区の公式ホームページでは音声読み上げ機能というのもございまして、テキストを音声で読んでくれて、視力が弱い方でも、聴力をもって情報を取るということはできている現状はあるんですけども、今、会長がおっしゃられたとおり、どこまで情報発信ができていくのかというのは、恐らく障害の部門と議論をしないと、どういう周知方法が効果的か、適切かというところは、私どもの領域だけではきっと答えが出ない話なのかなと思っています。そこは議論を深める必要があるかなとは思っています。

○会長 伝えることはかなりできるんですけども、その方からの意見がどういう形で聴取できるかというところをぜひ聞いておいていただいて、伝わっているんですけども、意見があるんですけども、それが伝わっていないとなると、であれば、やっぱりもう少し意見を伺う努力はする必要があるかなと思います。

○幹事 少しだけ補足させていただきますと、ユニバーサルデザインの推進計画を今つくっていると話ししました。その審議会自体に当事者の方が多くいらっしゃるのと併せて、私ども都市整備領域の都市デザイン部門がそこを担当しているんですけども、そちらに合わせて障害関係の区の部署も、部門も入っておりますので、ちょっと今後の意見の取り方とか周知の仕方、それは我々のユニバーサルデザインの専門の部署を通して、福祉関係とよくよく話をして、ユニバーサルデザインそのものでも、当事者からの意見を取り切るといのはなかなか難しいところは実際にございます。ただ、それでも、今回10年に1回のこういう機会ですので、少しでも拾っていけるように、ちょっと関係部署に聞いてみたいと思っておりますので、いいですかね。

○委員 世田谷区はユニバーサルデザイン、福祉の街づくりを先進的にやられてきていて、それは都市デザイン室を中心として進めてきたという認識があります。それが都市整備部門だったこともあって、身近に蓄積があると思うし、今言いたいのは、ユニバーサルデザインの計画に参加している人たちに、別にやると大変なので、合わせ技で話を聞くとか、アウトリーチしていくみたいな。意見がある人は来てくださるか、見てくださるはなくて、いろんな当事者の方と接点が、ユニバーサルデザインのラインの方たちはあると思うので、むしろそこに飛び込んでいくとか、併せて聞くみたいなことでアウトリーチ

していくみたいなことができそうな組織の蓄積があると思うし、そんなことをぜひされたいんじゃないかなと。もううなずいていらっしゃるので、やっていますという雰囲気ですけれども、コメントです。

○会長 今日報告事項はこの案件1件なのですが、よろしければこの辺でと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 ありがとうございます。それでは、たくさんの意見等を出していただきました。説明会、その他からもたくさんの意見が出るようにということを含めて、その後、今年度中に方針をまとめるということですので、暮れを挟んで新年早々のあたりが大変忙しくなるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議案に関する審議は終了させていただきます。熱心に御議論いただきましてありがとうございました。

では、事務局より連絡事項がありましたら、お願ひいたします。

○松本幹事 事務局より次回審議会の開催について御連絡いたします。第125回世田谷区都市計画審議会は、令和7年1月15日水曜日午前9時30分からの開催を予定しております。会場につきましては、二子玉川分庁舎1階大会議室を予定しております。詳細につきましては、後日改めて御連絡いたします。お忙しいところ大変恐縮ではございますが、御出席くださいますようよろしくお願ひいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

○会長 本日ちょっと欠席の方が何人かおられますから、こちらではなく二子玉川分庁舎ですということだけしっかりとお伝えください。

では最後に、本日の議事録につきましては、冒頭でも申し上げましたが、〇〇委員と私とで確認をして最終的な署名をさせていただきたいと思ひます。〇〇委員には後日事務局より連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして第124回世田谷区都市計画審議会を閉会いたします。少し時間を過ぎてしまひまして申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

午後5時12分閉会